

豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、非木造住宅等の耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事及び除却工事（以下「耐震化促進事業」という。）に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付目的）

第2条 この補助金は、旧基準建築物等の所有者等が行う耐震化促進事業に要する費用を補助することによって当該耐震化促進事業の実施を促し、もって地震発生時における旧基準建築物の倒壊等による被害の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）住宅 旧基準建築物である一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が、延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。
- （2）マンション 旧基準建築物の共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、原則として延べ面積が1,000㎡以上かつ地階を除く階数が3階以上のものをいう。この場合において、分譲又は賃貸のいずれの形式であるかを問わない。
- （3）特定既存耐震不適格建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第14条に規定する建築物のうち、旧基準建築物のものをいう。
- （4）要安全確認計画記載建築物 耐震改修促進法第7条に規定する建築物をいう。
- （5）非木造住宅 豊田市民間木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱（平成15年7月1日施行）において補助対象となる木造住宅（以下「補助対象木造住宅」という。）以外の住宅をいう。ただし、特殊な構造（型式住宅、組積造、補強コンクリートブロック造等）のものを除く。
- （6）所有者等 建築物を所有（区分所有を含む。以下同じ。）し、又は管理している者（国、地方公共団体その他公の機関を除く。）をいう。
- （7）建築士 耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事監理を行う者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士、又は同条第3項に規定する二級建築士である者をいう。
- （8）旧基準建築物 昭和56年5月31日以前に着工された建築物をいう。
- （9）耐震診断 耐震改修促進法第4条の規定に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「告示第184号」という。）の＜別添＞建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術上の指針事項」という。）第1に規定する建築物の耐震診断の指針に基づき、建築士が、建築物の

地震に対する安全性を評価することをいう。

- (10) 耐震改修設計 技術上の指針事項第2に規定する建築物の耐震改修の指針に基づき、建築士が、建築物が地震に対して安全な構造となるように行う設計をいう。
- (11) 耐震改修工事 耐震改修設計に基づいて行う改修工事で、当該耐震改修設計を行った建築士が併せて工事監理を行うものをいう。ただし、特別な事由があると市長が認めた場合は、当該耐震改修設計を行った建築士以外の建築士が工事監理をすることができる。
- (12) 除却工事 耐震診断の結果、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」又は「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある」と判断された建築物のすべてを除却する工事（建物の解体、基礎・杭の解体除却、それらに係る必要な仮設工事。ただし、外構、舗装の解体除却、埋め戻し、整地を除く。）をいう。

（補助対象非木造住宅等）

第4条 補助金の交付対象となる非木造住宅等（以下「補助対象建築物」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 豊田市内にある旧基準建築物であるもの。
- (2) 建築基準法の規定に著しく違反していないもの。
- (3) 今回実施する補助事業に関し、この要綱以外の補助等の交付を受けていないこと。
- (4) 今回実施する補助事業に関し、過去にこの要綱に定める補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象者）

第5条 補助金の交付を受けることができる所有者等（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 現に使用されている旧基準建築物（要安全確認計画記載建築物にあつては、現に使用されていないものを含む。）を所有し、又は管理している者であること。
- (2) 豊田市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (4) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (5) 暴力団員が役員となっている団体でないこと。
- (6) 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有している団体でないこと。

（補助事業等）

第6条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付対象となる経費及び補助金の交付額は、別表第1に定めるもののほか、社会資本整備総合交付金交付要綱及び地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱の定めるところによる。

2 前項の補助金の額の算定に当たって千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 耐震診断にあつては、専門的機能を有すると市長が認める機関（以下「専門機関」という。）の耐震診断判定を受けること。ただし、

一戸建て非木造住宅の耐震診断の場合を除く。

- 4 耐震改修設計又は耐震改修工事にあつては、耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定（以下「耐震改修計画認定」という。）を受けて実施すること。ただし、補助対象木造住宅の耐震改修設計又は耐震改修工事の場合を除く。

第7条 削除

（交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「交付申請者」という。）は、非木造住宅等耐震化促進事業補助金交付申請書（耐震診断は様式第1-1号、耐震改修設計は様式第1-2号、耐震改修工事は様式第1-3号、除却工事は様式第1-4号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、補助事業に関する契約及び着手の前に補助金の交付の決定を受けなければならない。

（1）補助対象建築物の建築年及び所有者が確認できる書類

（2）補助金振込先金融機関の口座名義人、口座番号等が明記されている通帳等の写し

（3）交付申請者と補助対象建築物の所有者が異なる場合は、非木造住宅等耐震化促進事業同意書（様式第2号）

（4）交付申請者が管理組合の場合は、組合規約及び補助事業の実施に係る議決書又はそれに代わるもの

（5）補助事業が耐震診断である場合は、次に掲げる図書

ア 耐震診断費及び耐震診断評定（一戸建ての非木造住宅を除く。）の見積書の写し

イ 案内図

ウ 配置図

（6）補助事業が耐震改修設計である場合は、次に掲げる図書

ア 耐震改修設計及び耐震改修計画認定（補助対象木造住宅を除く。）に必要な見積書の写し

イ 耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書（要安全確認計画記載建築物の場合のみ）

ウ 案内図

エ 配置図

（7）補助事業が耐震改修工事である場合は、次に掲げる図書

ア 耐震改修工事費の見積書の写し

イ 耐震改修計画認定の申請図書の写し（補助対象木造住宅の場合は、補強計画図その他の補強方法を示す図書及び耐震補強後の建物についての耐震診断の判定値を示す図書）

ウ 耐震改修計画認定の認定書の写し（補助対象木造住宅を除く。）

- エ 耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書（要安全確認計画記載建築物の場合のみ）
- オ 全体計画の承認書の写し（単年度の事業計画の場合を除く。）
- (8) 補助事業が除却工事である場合は、次に掲げる図書
 - ア 除却工事費の見積書の写し
 - イ 耐震診断結果を示す書類（現状の I_s 値等が確認できるもの）
 - ウ 案内図
 - エ 配置図（補助対象建築物の位置を明示したもの）
 - オ 補助対象建築物の外観写真
 - カ 耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書
 - キ 全体計画の承認書の写し（単年度の事業計画の場合を除く。）
- (9) その他市長が必要と認めるもの

（交付の決定等）

- 第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、その旨を非木造住宅等耐震化促進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、交付申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、これに条件を付することができる。
- 3 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者等の同意を得た上で、法人・任意団体等の場合は市税の収納状況を、個人・個人事業主等の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することができる。

第10条 削除

（地位の承継）

- 第11条 交付申請者が死亡した場合において、当該交付申請者の承継人が、交付決定を受けた内容で補助事業を行う意思があるときは、市長に届け出をしてその地位を承継することができる。
- 2 交付申請者が、破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、当該交付申請者の承継人が、交付決定を受けた内容で補助事業を行う意思があるときは、市長に届け出をしてその地位を承継することができる。
- 3 前2項の規定により交付申請者の地位を承継しようとする者は、非木造住宅等耐震化促進事業地位承継届（様式第4号）に地位を承継する者であることを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- 4 交付申請者は、第1項及び第2項の場合を除き、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、豊田市耐震等関連事業に係る補助金代理受領に関する事務取扱要領に定めるところにより、補助金の受領を当該補助事業の工事請負契約を締結した者（以下「事業者」という。）へ委任する場合（以下「代理

受領」という。)はこの限りでない。

(検査等)

第12条 市長は、交付申請者に対して、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め又は検査することができる。

(補助事業の変更)

第13条 交付申請者は、交付決定内容に変更が生じる場合は、当該変更着手する前に、非木造住宅等耐震化促進事業計画変更承認申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 変更後の補助対象経費の見積書の写し

(2) 変更図書等の変更内容が分かる書類

2 市長は、前項の計画変更承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、第9条第1項の規定による決定を変更することができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の変更を承認したときは、非木造住宅等耐震化促進事業補助金変更決定通知書(様式第6号)により、交付申請者に通知するものとする。

(中止届)

第14条 交付申請者は、補助事業を中止しようとするときは、直ちに非木造住宅等耐震化促進事業中止届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

第15条 削除

(完了実績報告等)

第16条 交付申請者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、非木造住宅等耐震化促進事業実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業者が工事費を領収したことを証する書類(原本に補助金名、交付申請日、交付申請者氏名が記載されているもの)の写し。

(2) 契約書の写し(補助事業に関するもの)

(3) 交付決定内容以外の変更があった場合は、変更図書等の変更内容が分かる書類

(4) 補助事業が耐震診断である場合は、次に掲げる図書

ア 耐震診断結果報告書

イ 専門機関の耐震診断評定書(一戸建ての非木造住宅を除く。)

(5) 補助事業が耐震改修設計である場合は、次に掲げる図書

ア 耐震改修計画認定の申請図書の写し(補助対象木造住宅の場合は、補強計画図その他の補強方法を示す図書及び耐震補強後の建

物についての耐震診断の判定値を示す図書)

イ 耐震改修計画認定の認定通知書の写し(補助対象木造住宅を除く。)

(6) 補助事業が耐震改修工事又は除却工事である場合は、次に掲げる図書

ア 工事写真(施工前、施工中及び施工後が確認できるもの)

(7) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、非木造住宅等耐震化促進事業補助金確定通知書(様式第9号)により、交付申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第17条 交付申請者は、前条第2項による確定の通知を受けたときは、遅滞なく請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求された場合は、補助金を交付するものとする。ただし、代理受領を行う場合は事業者に補助金を交付する。

(補助金の返還等)

第18条 市長は、交付申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

(1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容、当該決定に付した条件その他法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

(3) 第5条各号のいずれかに該当しない者であることが判明したとき。

(4) その他市長が補助金の交付を不適當と認めたとき。

(書類の保管)

第19条 交付申請者は、補助事業の収支に関する帳簿、領収書等の関係書類を整理するとともに、補助金の交付を受けた年度の終了の日から5年間、これらを保管しなければならない。

(全体設計の承認)

第20条 交付申請者は、耐震改修工事及び除却工事が複数年度にわたる場合は、初年度の補助金交付申請の前に、非木造住宅等耐震化促進事業全体設計(変更)承認申請書(様式第10号)に次に掲げる各号の書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。事業費の総額を変更する場合も同様とする。

(1) 位置図、配置図、各階平面図

(2) 補助対象等を表示した図面等(年度別計画を表示したもの)

(3) 工程表

- 2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、
適当と認めたときは、当該全体設計又は全体設計の変更を承認し、
その旨を交付申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による承認を受けた交付申請者は、毎年度、非木造住
宅等耐震化促進事業補助金交付申請書（様式第1号）を、市長に提
出しなければならない。

（委任）

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に
定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和10年3月31日に限り、その効力を失う。た
だし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補
助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）
補助事業、補助対象経費及び補助金の額

補助事業の区分			補助金の額
事業の区分		補助対象経費	
耐震診断	一戸建て非木造住宅耐震診断費補助事業	1棟ごとの耐震診断に要する経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。） ただし、別表第2の基準額を限度とする（一戸建て非木造住宅を除く。）	補助対象経費の3分の2以内の額とし、一住戸あたり90千円を限度とする。
	一戸建て以外非木造住宅耐震診断費補助事業		補助対象経費の3分の2以内の額とし、1,760千円を限度とする。
	特定既存耐震不適格建築物耐震改修促進法第14条第1号及び同条第3号で示される建築物に限る）		補助対象経費の3分の2以内の額とし、2,440千円を限度とする。
耐震改修設計	非木造住宅耐震改修設計費補助事業（マンション以外のものに限る）	1棟ごとの耐震改修設計に要する経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）	補助対象経費の3分の2以内の額とし、1,370千円（一戸建て住宅の場合は一住戸あたり290千円）を限度とする。
	マンション耐震改修設計費補助事業		補助対象経費の3分の2以内の額とし、2,530千円を限度とする。
	特定既存耐震不適格建築物耐震改修設計費補助事業（ただし、耐震改修促進法第14条第1号及び同条第3号で示される建築物に限る）		補助対象経費の3分の2以内の額とし、1,670千円を限度とする。
	要安全確認計画記載建築物耐震改修設計費補助事業（耐震改修促進法第7条第2号の建築物に限り、非木造住宅を除く）		補助対象経費の5/6以内の額とし、3,170千円を限度とする。

[illegible]

備考	耐震改修工事事業については、補助額と租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税の特別控除の額（以下「控除額」という。）の合計額を助成額とし、助成額から控除額を差し引いた額を交付金額とする。
----	---

別表第2
基準額

延べ面積区分	基準額
面積1,000㎡以内の部分	面積に1㎡当たり3,670円を乗じて得た額
面積1,000㎡を超え、2,000㎡以内の部分	面積に1㎡当たり1,570円を乗じて得た額
面積2,000㎡を超える部分	面積に1㎡当たり1,050円を乗じて得た額